

1 「適正な電力取引についての指針」及び
2 「需給調整市場ガイドライン」改定の建議について
3
4
5
6

7 令和 7 年 12 月 10 日
8 電力・ガス取引監視等委員会事務局
9 ネットワーク事業監視課
10
11

12 (趣旨)
13 制度設計・監視専門会合での整理を踏まえ、「適正な電力取引についての指針」及び「需
14 給調整市場ガイドライン」の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議をいた
15 だきたい。
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

1. 経緯

(1) 現在のガイドラインの位置づけ

- 需給調整市場における適正な取引を確保するための措置については、当分の間、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として、市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請するという事前の措置を講じている。
- また、事前の措置については、それを遵守している限りにおいて業務改善命令等の対象とはならない、いわゆるセーフハーバーと位置づけられている。
- 適正な電力取引についての指針（以下「適正取引ガイドライン」という。）には、当該事後的措置の詳細及び事前の措置の考え方を規定しており、需給調整市場ガイドラインには、事前の措置の考え方の詳細を示している。

(2) 制度設計・監視専門会合での議論とその後の対応

- 今般、需給調整市場の監視において発覚した不適切な事案や 2026 年度からの全商品前日取引化といった取引ルールの変更等を踏まえ、第 9 回、第 10 回、第 14 回及び第 15 回制度設計・監視専門会合（令和 7 年 5 月 23 日、6 月 27 日、10 月 29 日及び 11 月 21 日）において、事後的措置の詳細及び事前の措置の考え方の詳細等について、追加整理を行ったところ。追加整理の概要については以下のとおり。
 - 需給調整市場ガイドラインが適正取引ガイドラインの望ましい行為の詳細を示すものという従来の位置づけに加え、問題となる行為の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加し、新たに整理した問題となる行為の具体的な処分対象行為を需給調整市場ガイドラインに追記する。
 - 事前の措置の対象事業者による一定額（0.33 円 / Δ kW・30 分）を超過した事案に対する B 種電源協議については廃止する。ただし、一定の粒度の事前確認を維持するため、次年度以降の事前の措置の対象事業者には、次年度の取引開始前に入札価格の考え方について聴取し、事前の措置の内容に認識齟齬がないかの確認等を実施する。
 - 現在の需給調整市場ガイドラインに規定している Δ kW 価格の考え方等については、応札事業者が価格規律を遵守した価格設定を円滑に行えるよう、これまでよりも可能な限り詳細かつ明確に示した上で、算定方法等についても需給調整市場ガイ

43 ドライインの主旨に則ったものとなるよう整理する。

- 44 ● なお、第15回制度設計・監視専門会合では、需給調整市場ガイドラインにおける想定
45 約定量の考え方など一部の追加整理事項について、複数の委員から「需給調整市場に
46 参入している蓄電池事業者等へのヒアリングを実施すべき」との御意見もいただいた。
- 47 ● 電力・ガス取引監視等委員会事務局では、蓄電池等を所有する事業者及び運用する事
48 業者が属する団体等に対して、当該追加整理事項についての主旨や需給調整市場にお
49 ける事前的措置の位置づけ（あくまでセーフハーバーの整理であり、これから外れた
50 からといって直ちに業務改善命令等を行うわけではないこと）などについて説明を行
51 い、以下の様な御意見をいただいた。
52 ➤ (事前的措置については、) あくまでセーフハーバーであるという主旨を明確にし
53 てほしい。
54 ➤ 想定外の蓄電池トラブル等もあるので、今後も個別にコミュニケーションをした
55 い。
56 ● いずれも、適時適切に意見交換を行いながら、価格規律のあり方等の検討を進めてい
57 く旨を説明している。

58 (3) ガイドラインの改定内容

- 59 ● 以上を踏まえ、適正取引ガイドライン及び需給調整市場ガイドラインについて、以下
60 のとおり改定する。

61 【改定のポイント】

62 1. 事後的措置を規定する枠組みの見直し

- 63 ● 需給調整市場ガイドラインの位置づけについて、従来の「望ましい行為」の詳細を示
64 すものであることに加え、「問題となる行為」の詳細を示すものでもあるという位置
65 づけを追加する。「問題となる行為」の具体的な処分対象行為として、需給調整市場
66 ガイドラインに具体例と共に以下を追記する。
67 ➤ 調整力 ΔkW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における
68 登録価格の不合理な設定により、不当に収益を得る行為
69 ➤ 不適切なシステム設定により、調整力 ΔkW 市場における入札価格若しくは入札
70 量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場や
71 インバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為
72 ➤ 不適切なシステム設定により、調整力 ΔkW 市場における入札価格若しくは入札
73 量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場や
74 インバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為

75 2. 事前的措置等の見直し

76 (B種電源協議の廃止、 ΔkW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方の整理)

- 77 ● B種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議はこれを
78 廃止し、関連する記載は削除する。加えて、一定の粒度の事前確認を維持する観点か
79 ら、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者（事前的措置の対象事業者）に対しては、次年度の取引開始前（期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等
80 は、期中の取引開始前）に以下の i)について確認を行い、四半期ごとに以下の ii)
81 について報告を求める旨を追記する。

- 82 i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと
83 ii) 期中の固定費回収状況

- 84 ● 制度設計・監視専門会合の議論等を踏まえ、 ΔkW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方
85 （価格規律のあり方）を需給調整市場ガイドラインに以下追記する。
86 ➤ ΔkW 価格の「一定額」の考え方や関連する費用の計上方法

- 87 ➤ 2026 年度以降の全商品前日取引化に伴う、 ΔkW 価格の「逸失利益（機会費用）」
88 の考え方や関連する費用（起動費等）の計上方法・取扱い
89 ➤ 調整力 kWh 価格における、火力発電の限界費用の考え方や蓄電池の限界費用の
90 考え方

91 **3. その他**

- 92 • 上記（2）の蓄電池事業者等との意見交換を踏まえ、需給調整市場ガイドラインの事
93 前的措置のセーフハーバーとしての位置づけを、需給調整市場ガイドライン冒頭の
94 「I. 本文書の位置づけ」により明確化するよう追記。
95 • 明確化の観点等から、その他所要の見直し。

96 **2. 今後の対応（案）**

97 上記の適正取引ガイドライン及び需給調整市場ガイドラインの改定について、別紙のと
98 おり、経済産業大臣に建議することとしたい。

100
101

102 経済産業省

103

104

105

106

107

108 経済産業大臣 殿

109

110

111 電力・ガス取引監視等委員会委員長

112

113

114 「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の
115 改定に関する建議について

116

117

118 「適正な電力取引についての指針」（2025年1月31日最終改定）及び「需給調整市
119 場ガイドライン」（2025年3月24日最終改定）については、電力の適正な取引の確保
120 を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第
121 66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

122

123

124

125 適正な電力取引についての指針及び需給調整市場ガイドライン 改定事項

126

127

128 1 事後の措置を規定する枠組みの見直し

129

130 <適正な電力取引についての指針>

- 131
- 132 需給調整市場の透明性にかかる記載に關し、「その他の問題となる行為」を追記し、
133 その具体的な処分対象行為については、市況の変化に応じて新たな問題行為が発生
134 した際の柔軟性を確保する観点等から、「需給調整市場ガイドライン」に全部委任す
135 る旨を記載する。

136

137 <需給調整市場ガイドライン>

- 138
- 139 「需給調整市場ガイドライン」の位置づけについて、「適正な電力取引についての指
140 針」の「望ましい行為」の詳細を示すものという従来の位置づけに加え、「問題とな
141 る行為」の詳細を示すものもあるという位置づけを追加する。
 - 142 上記により全部委任された「その他の問題となる行為」の具体的な処分対象行為に
143 ついて、以下を追記する。その際、具体的な事例についても、第14回制度設計・監
144 視専門会合の議論等を踏まえて記載する。

145

146 ①調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登
147 録価格の不合理な設定により、不当に収益を得る行為

148

149 ②不適切なシステム設定により、調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量
150 又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やイン
151 バランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為

152

153 2 事前の措置等の見直し

(B種電源協議の廃止、 Δ kW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方の整理)

154

155 <需給調整市場ガイドライン>

- 156
- 157 調整力 Δ kW 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインのIII.2.）」にかかる
158 記載について、以下の整理に従って改定する。

159

160 ①B種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議はこれ
161 を廃止し、関連する記載は削除する。

162

163 ②一定の粒度の事前確認を維持しながら事後監視に注力する観点から、大きな市場
164 支配力を有する蓋然性の高い事業者（事前の措置の対象事業者）に対しては、次
165 年度の取引開始前（期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等は、期中の
166 取引開始前）に以下の i) について確認を行い、四半期ごとに以下の ii) について報告を求める旨を記載する。

167

- 167 i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと
168 ii) 期中の固定費回収状況

170 ③ ΔkW 価格の「一定額」の考え方や関連する費用の計上方法を、B種電源の「一定
171 額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議の実績等を踏まえ、以
172 下のとおりとする。

- 173 i) 一定額（円/ $\Delta \text{kW} \cdot 30$ 分）は、固定費回収の上限額（当年度分の減価償却費
174 等を含む固定費から他市場で得られる収益を差し引いた額）を想定応札量で
175 除した額とする。

- 177 ii) 当年度分の固定費の考え方

- 180 a. 当年度分の減価償却費等を含む固定費には、「法人税」及び「容量拠出金」
181 は含めない。
182 b. 需給調整市場の参入又は応札に必要なアグリゲーターにかかる費用（人件
183 費、システム費用等）については、固定費を特定して算入する。
184 c. FIP電源併設蓄電池については、需給調整市場が調整力を調達する市場であ
185 ることを踏まえ、調整力そのものである蓄電池にかかる固定費のみを算入
186 する。
187 d. DR等については、需給調整市場の参入又は応札のために必要な費用（人件
188 費、システム費用等）を算入する。本来、需要家が自社で使用することを
189 目的に調達又は設置した設備にかかる費用は含めない。

- 191 iii) 他市場収益の考え方

192 容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益と
193 して控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。

195 容量市場収入 = 約定価格（電力広域的運営推進機関が公表するエリアプラ
196 イス）×容量市場における期待容量

197 ただし、以下の電源等は容量市場収入を他市場で得られる収益として計上
198 する必要はない。

- 200 • 新規に運転したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等
201 • 容量市場に応札したが約定しなかった電源等

- 203 iv) 想定応札量の考え方

204 想定応札量は、定期検査や燃料制約等による停止期間や蓄電池の充放電制
205 約等を考慮し、当年度に応札することが可能な ΔkW を基に、応札事業者が、
206 当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定する。

208 ④2026 年度以降の全商品前日取引化に伴う、 ΔkW 価格の「逸失利益（機会費用）」
209 の考え方や関連する費用（起動費等）の計上方法・取扱いを以下のとおりとする。
210

211 i) 逸失利益（機会費用）の考え方

212 2026 年度以降は全商品前日取引化となるため、現在の週間商品である一次
213 調整力～三次調整力①についても「時間前市場価格の想定価格」を用いる。
214

215 ii) 起動費等の計上方法

216 全商品前日取引化となる 2026 年度以降は、同一の電源等を一次調整力～三
217 次調整力①の取引を行う市場（以下「複合市場」という。）と三次調整力②
218 の取引を行う市場（以下「三次②市場」という。）に振り分けて入札する場
219 合、複合市場と三次②市場に 1 回分の起動費等を按分して計上する。1 回分
220 の起動費等は、複合市場と三次②市場への応札量比率に応じて按分する等、
221 合理的な方法で按分計上する。

222 iii) 起動供出が 1 日に複数回発生する場合の起動費等の計上方法

223 下げ代不足時又は系統作業時等による抑制により、応札ブロックと応札ブ
224 ロックの間で発電機の停止が確実である場合に限り、複数回分の起動費等を
225 入札価格に反映することも差し支えない。
226

227 ⑤適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者
228 は、需給調整市場システムに 1 回分の起動費の登録を行う。

229 • 調整力 kWh 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインの III. 1. ）」にかかる
230 記載について、以下の整理に従って改定する。

231 ①火力電源の限界費用は増分燃料費等であることを明確化する。

232 ②応札事業者の適正な価格での登録を促す観点から、蓄電池の限界費用を算定する
233 際の蓄電原資の考え方について、以下のとおり記載する。

234 i) 約定ブロック・コマに向けてスポット市場等から調達した費用（＝調達の市
235 場価格）

236 ii) 自社電源で充電した場合の充電費用（ただし、スポット市場等からの調達費
237 用と比較して著しく高額とならないこと）

238 iii) 蓄電池に充電されている電気の費用（＝充電されている電気の加重平均価
239 格）

240 なお、一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。ま
241 た、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。

242

243

244

245

246

247

248

249

250 3 その他

- 251 • 蓄電池事業者等との意見交換を踏まえ、需給調整市場ガイドラインの事前的措置
252 のセーフハーバーとしての位置づけを、需給調整市場ガイドライン冒頭の「I.
253 本文書の位置づけ」により明確化するよう追記。
254 • 明確化の観点等から、その他所要の見直しを行う。

255

256

以上